

寒川町広報に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(広報活動)	(広報活動)
第2条 この規則において「広報活動」とは、 <u>次の各号に掲げる</u>	第2条 この規則において「広報活動」とは、 <u>町政について町民の理解と協力を得るための周知及びシティプロモーションに資するための周知（以下「広報事項」という。）その他町長が必要と認めた事項をいう。</u>
_____事項をいう。	(削る)
(1) <u>町政について町民の理解と協力を得るための周知及びシティプロモーションに資するための周知（以下「広報事項」という。）</u>	(削る)
(2) <u>町政に対する町民の要望及び意見の聴取（以下「広聴事項」という。）</u>	(削る)
(3) <u>前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項</u>	(削る)
(広報活動の方法)	(広報活動の方法)
第3条 前条に規定する広報活動は、次の各号に掲げる事項を総合的に活用して行うものとする。	第3条 前条に規定する広報活動は、次の各号に掲げる事項を総合的に活用して行うものとする。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) <u>世論調査、町政懇談会、町政モニター等の広聴事項</u>	(削る)
(8) (略)	(7) (略)
(広報活動の管理)	(広報活動の管理)
第4条 広報事項は、企画部広報戦略課長（以下「広報主管課長」という。）が、 <u>広聴事項は、広聴主管課長が</u> 掌理する。ただし、消防、選挙の執行その他緊急やむを得ない広報活動は、当該主管課等において処理する。	第4条 広報事項は、企画部広報戦略課長（以下「広報主管課長」という。）が_____掌理する。ただし、消防、選挙の執行その他緊急やむを得ない広報活動は、当該主管課等において処理する。
(責任者及び広報主任の職務)	(責任者及び広報主任の職務)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 広報主任の職務は、次のとおりとする。	2 広報主任の職務は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>広聴主管課から送付される広聴事項を取扱うこと。</u>	(削る)
(3) (略)	(2) (略)

(広報紙掲載原稿の提出期限) 第11条 広報紙掲載原稿は、広報主管課長が別に定める期日までに、広報紙掲載・広報活動依頼書(別記様式)により<u>責任者の決裁を経て</u>、広報主管課長に提出しなければならない。 <u>(広聴事項)</u> 第16条 第3条第7号に規定する広聴事項の実施方法については、そのつど町長が定める。 (補則) 第17条 (略) <u>別記様式(第11条関係)</u> <u>別紙のとおり</u>	(広報紙掲載原稿の提出期限) 第11条 広報紙掲載原稿は、広報主管課長が別に定める期日までに、広報紙掲載・広報活動依頼書(別記様式)により _____、広報主管課長に提出しなければならない。 (削る) (削る) (補則) 第16条 (略) <u>別記様式(第11条関係)</u> <u>別紙のとおり</u>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(現行)

別記様式(第11条関係)

広報紙掲載・広報活動依頼書

依頼日 月 日

広 報 責任者	副主幹等	広報主任	担 当	依頼課等	
				連絡先(電話・内線) FAX	
次のとおり広報事項を依頼してよろしいか。					
☐ 広報さむかわ	月 日 号		☐ CATV	月 日～ 月 日	
☐ 記者への情報 提供(リリース)	月 日		☐ FM	月 日～ 月 日	
☐ 記者会見	月 日		☐ その他		
☐ 記者発表 (レクチャー)	月 日				
件 名					
特記事項 ☐ 別紙のとおり					
上記のとおり実施してよろしいか					
課長	副主幹等	担当	収受	・ ・	
			決裁	・ ・	
			完結	・ ・	
意見					

(現行)

[illegible]

別記様式(第11条関係)

広報紙掲載・広報活動依頼書

依頼日 年 月 日

[illegible]